

農地への植林に関する手続きと支援策

手続き

荒廃農地やそのおそれのある農地に植林する場合の手続きと支援策について、

- 植林後、施肥、病害虫防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行うのであれば農地として管理することができます。
- 肥培管理を行わない場合には、農地から林地への転用の手続きが必要となります。
- 農地への植林に関して支援を受ける場合は、まずは地域で話し合い、農山漁村振興推進計画及び事業計画の策定（①の場合）、集落等を単位とした協定の作成（②の場合）等を行う必要があります。

農地の状況	肥培管理	樹種の例	転用手続き	支援策	
荒廃農地 (荒廃化のおそれのある農地を含む)	肥培管理をする	ウルシ(生漆) ミツマタ(和紙) ハコヤナギ(パイオマス燃料) 等	なし	植栽 ①、②、③	農地として管理・利用 (①)、②、③
	肥培管理をしない	スギ(用材) センダン(用材) クヌギ(木炭) 等	・農振農用地区域除外手続 ・農地の転用手続	植栽 ①、【②】 ③、④、⑤	林地として管理・利用 (①)、【②】、③ ④、⑤

丸数字は下記枠内の活用可能な支援策

() 内は実施期間（最長3年）のみ支援可能

【】は令和4年度以前策定した協定分のみ支援可能

支援策

①農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

内容：保全すべき農地周辺部における荒廃農地等への低密度で見通しがよい計画的な植栽、管理

補助率：定額(苗代、管理費 5,000円/10a) (地域協議会等)

②日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金

内容：農業生産条件の不利な中山間地域等における農用地への植栽、管理

補助率：定額（緩傾斜 3,500円/10a、急傾斜 11,500円/10a等）（農業者等）

③林業・木材産業循環成長対策

内容：植栽、林相改良、施設整備（倉庫等）等

補助率：1/2 以内（生産者団体等）

④森林整備事業

内容：地域森林計画対象森林における植栽、播種、施肥等

補助率：集約化した森林（森林経営計画対象森林）においては、国・都道府県合わせて約7割
それ以外の森林においては、約4割（森林所有者等）

⑤森林・山村多面的機能発揮対策

内容：森林経営計画対象外の森林における保全管理活動等の一環として行われる植栽、保育等

補助率：定額、1/2、1/3 以内（地域住民や森林所有者等で構成する活動組織）

最適土地利用総合対策における農地への植林の取扱いについて

▶ 地域の農地の最適化に向けた話し合いを進める過程において、地域全体のゾーニング計画で将来的に農地としての管理が困難となる荒廃農地等を対象に、見通しが良い低密度の計画的な植林を支援。

	現状と対応	具体的取組	事業開始から最大5年間	事業完了後(6年目以降)
転用手続きが必要 (山林化)	肥培管理をしない ・再生利用可能な荒廃農地(※1) ・荒廃化のおそれのある農地(※2) 	①雑草・雑木の刈払・除去等 ↓ ②農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続(※3) ↓ ③樹木の苗の植え付け ↓ ④植え付け後の下草刈り	森林の程度まで粗放的に管理(ソフト) 粗放的利用のための条件整備：1,000万円/年 粗放的利用体制整備：5,000円/10a/年 [種苗費、管理費等] (ハード) 1/2等	※地域森林計画への編入を検討 ※森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の活用
転用手続き不要 (農地)	肥培管理をする ・再生利用可能な荒廃農地 ・荒廃化のおそれのある農地  ※植林後、継続して肥培管理を行う場合は、農地転用に該当しない。	①雑草・雑木の刈払・除去等 ↓ ②樹木の苗の植え付け ↓ ③防除、施肥、枝打ち、下草刈り等の肥培管理を実施し、農地としての利用を継続	防除・施肥・下草刈り等の肥培管理を継続(ソフト) 粗放的利用のための条件整備：1,000万円/年 粗放的利用体制整備：5,000円/10a/年 [種苗費、管理費等] (ハード) 1/2等	※中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の活用

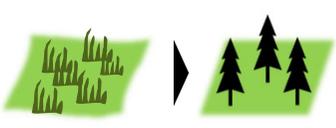
(※1) 荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(1号遊休農地)

(※2) 2号遊休農地及び周辺の農地より条件等が悪く、今後維持管理が困難と見込まれる農地など地域の合意に基づいて荒廃化のおそれのあるものとして土地利用構想に定められた農地

(※3) 事業実施期間の途中で農用地区域からの除外及び農地転用許可を受けた場合も、事業期間中は交付金の交付対象

中山間地域等直接支払交付金における農地への植林の取扱いについて

- 既荒廃農地又は限界的農地を協定に位置付けた場合、令和6年度までに林地化することを条件に交付対象とすることが可能
- 林地化には、雑草等の除去、苗の植え付け、下草刈り等の管理に加え、農用地区域からの除外及び農地転用が必要
- 林地化は令和4年度以前に協定に位置付けた分のみ支援可能

		現状と対応	具体的取組	第5期対策期間 (R2~R6)	第6期対策期間 (R7~)
転用 手続 き が 必 要 (林地化)	肥 培 管 理 を し な い	1. 既荒廃農地(※1) 	①新たに樹木の苗を植え付けるための雑草・雑木の刈払・除去等 ↓ ②農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続(※3)	交付単価：畑の単価(※4) 15度以上：11,500円/10a 15度未満：3,500円/10a	交付対象外 ※地域森林計画への編入を検討
		2. 限界的農地(※2) 	③樹木の苗の植え付け ↓ ④植え付け後の下草刈り (⇒第5期対策期間中に全て実施)	交付単価：林地化前の地目別区分別単価 (例)急傾斜の田を林地化 ⇒21,000円/10a	交付対象外 ※地域森林計画への編入を検討
転用 手続 き 不 要 (農地)	肥 培 管 理 を す る	3. 既荒廃農地又は農業上の利用が困難な農地 	①雑草・雑木の刈払・除去等 (⇒既荒廃農地の場合、第5期対策期間中はここまでの実施が必要(※5)) ↓ ②樹木の苗の植え付け ↓ ③防除、施肥、枝打ち、下草刈り等の肥培管理を実施し、農地としての利用を継続	交付単価：畑の単価 15度以上：11,500円/10a 8度以上15度未満：3,500円/10a	

(※1) 協定認定年度の前年度末までに荒廃化している農地

(※2) 集落協定を対象として、現に耕作又は管理されている農地であって、集落の他の農地に比べ、土壌、日照条件、極端な急傾斜等により生産条件が不利で、荒廃化の懸念が特に大きいとして、協定の申請により市町村長が限界的農地と判断した農地

(※3) 対策期間の途中で農用地区域からの除外及び農地転用を行った場合も、令和6年度までは交付金の交付対象

(※4) 「林地化後」の単価が「林地化前」の地目の単価を上回る場合は、「林地化前」の単価とする

(例、林地化前が緩傾斜の草地の荒廃農地であった場合は、林地化を行っても交付単価は3,000円/10a)

(※5) 1、2は、第5期対策期間中に林地化を完了することが交付条件であり、①～④までの全てを実施する必要。なお、令和5年度以降に新たに林地化に取り組む場合及び林地化完了後の第6期対策は交付対象外。3は、第5期対策期間中に作物が栽培できる状態に復旧することが交付条件であり、①までを完了する必要

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※) 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20)
21,000円/10a

畑：急傾斜 (傾斜：15度)
11,500円/10a

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割 (基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付 (体制整備単価)

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 <small>〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) <small>〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保安全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

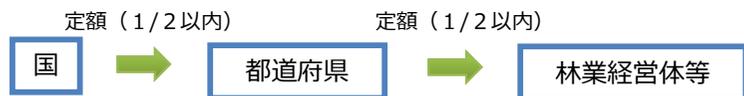
特用林産物の生産性の向上や品質の確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

従来の支援に加え、**化石燃料を使用しない省エネ機器の導入に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）**の設定のほか、輸入原料に依存しない経営への転換を図るため、**おが粉やきのこ原木等を生産する者を支援対象に追加**します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○省エネ機器導入の優先採択



省エネ機器（木質ボイラー、ヒートポンプ等）

○きのこ原木等生産者を支援対象に追加



きのこ原木生産者



おが粉生産者

森林整備事業 <公共>

【令和5年度予算額 125,249 (124,718) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 43,900百万円)

<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、**間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

<事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施 (45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均])

<事業の内容>

1. 間伐や再造林、路網整備等

森林環境保全直接支援事業	23,813 (23,774) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,999 (2,633) 百万円
林業専用道整備事業	541 (523) 百万円
山村強靱化林道整備事業	2,295 (2,299) 百万円

- ① 間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援します。
- ③ 防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,061 (2,057) 百万円
水源林造成事業	25,273 (25,261) 百万円

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

<事業イメージ>

着実な再造林等に向けた対応

低コスト造林による
再造林面積の確保



林業適地における路網整備の推進により
森林施業の効率化を図り再造林等を後押し



- 林業に適した区域内において
- 林道改良の支援を強化
 - 林道の機能回復を新設

林業適地における
資源の適正な管理

多面的機能の
持続的発揮



森林整備事業のICT活用に向けた対応



航空レーザー測量データを基にした路網線形計画策定や、
3次元測量・設計導入による詳細設計作成

国土強靱化等に向けた対応

● 林道施設の老朽化・長寿命化対策

個別施設計画に基づく緊急性の高い
林道施設の老朽化対策を支援



橋梁の老朽化



長寿命化

● 森林作業道の改良・早期復旧対策

森林作業道の早期復旧や被災を予防するため、継続的に使用される森林作業道の単体での改良・復旧を支援
 ※ R4補正予算から措置



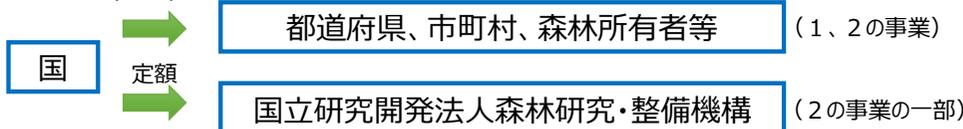
法面の崩壊



復旧・開通

<事業の流れ>

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和5年度予算額 1,020 (1,363) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

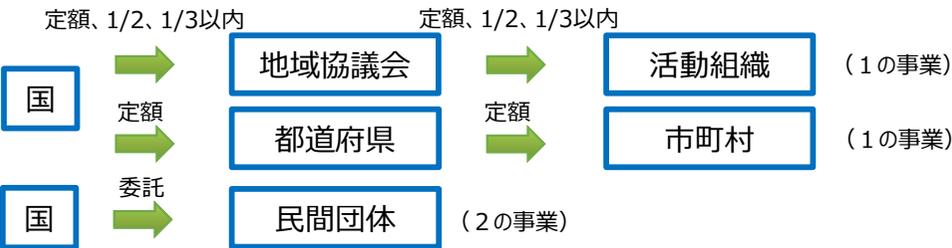
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,009 (1,349) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (14) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 <p>里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha</p>
 <p>しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha</p>	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー
<ul style="list-style-type: none"> ・路網の補修・機能強化等 ・関係人口の創出・維持等の活動 ・機材及び資材の整備

地域協議会
都道府県・市町村
・活動組織への支援等

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む） ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等